

⑥ 連携医療機関に治療について相談し、市町村、保健所に連絡

・相談しましょう。

※ 連携医療機関とは、施設内でコロナ陽性者が確認された場合に、医師・看護師の往診・派遣を要請できる医療機関です。嘱託医や当該施設の医師がコロナ治療に対応できる場合も含まれます。

【連携医療機関へ伝えること】

- ・ 陽性者が発生したこと
- ・ 施設内の陽性者数とその方々の症状
陽性者については、特に健康の状態や変化の有無等に留意が必要です。
- ・ 抗原検査のキット数
- ・ ワクチン接種歴
ワクチン接種歴については、すぐ提示できるように接種簿などを作っておきましょう。

【連携医療機関に確認すること】

- ・ 検査・治療対応がどこまで可能か。（PCR・抗原検査の実施、点滴等対症療法のみ・新型コロナ治療薬投与可、往診予定日など）
- ・ 治療薬（経口抗ウイルス薬等）の対応医療機関として登録しているか。

■ 福祉施設等における感染症等発生時にかかる報告について

H17年2月22日厚生労働省局長等通知（一部改正R5年4月28日）抜粋

社会復帰施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

※ その他、感染者発生に伴う対応等に不安がある場合は管轄の保健所に相談してください。

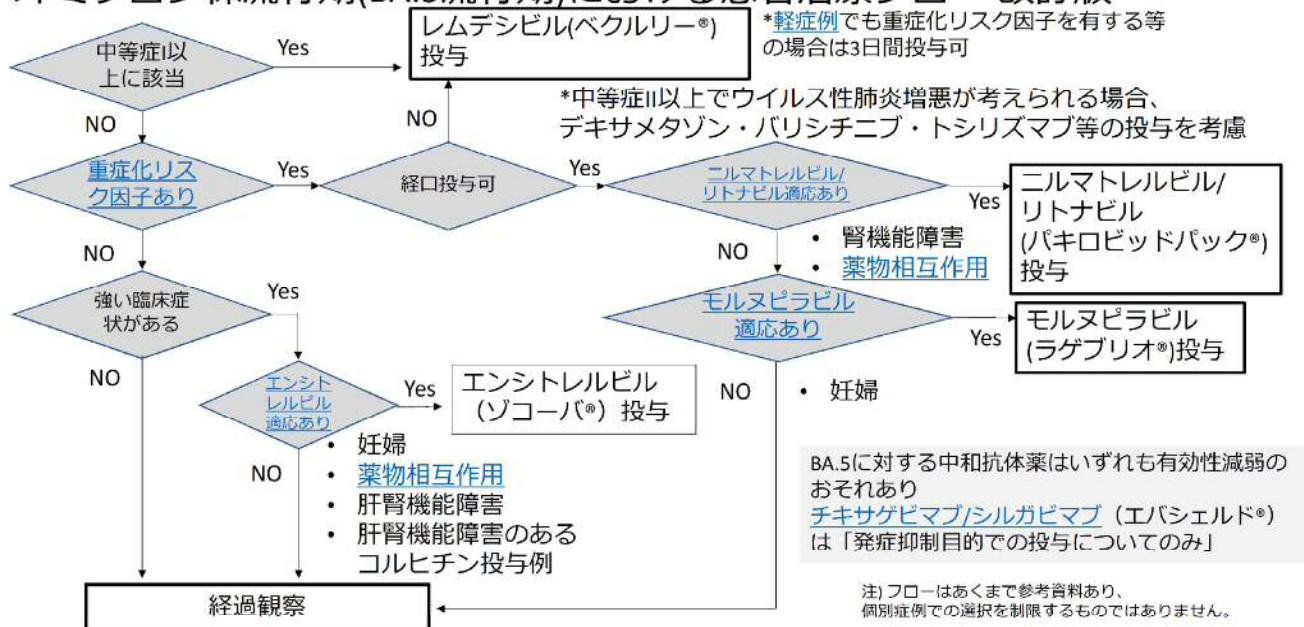
【保健所、市町村へ伝える内容】

- ・ 陽性者が発生したこと
- ・ 連携医療機関に指示されたこと（往診予定、治療実施の予定など）
- ・ ワクチン接種歴

■ 自施設または連携医療機関以外の医療機関に往診を依頼する場合の留意点

- ※ 治療を適切に行うため連携することが重要ですので、関係者（本人または家族，施設管理者，管理医師，当日の現場責任者等）に連携医療機関以外の医療機関が往診することについて了解を得てください。
- ※ 施設内で療養ケアが必要なことを想定し，訪問看護ステーションや薬局と連携した体制も検討しましょう。
- ※ 新型コロナ治療薬のうち，ラゲブリオ®やパキロビッドパック®等の薬剤を投与する際には，本人または家族の同意が必要です。

オミクロン株流行期(BA.5流行期)における患者治療フロー 改訂版



(2022年11月鹿児島県COVID-19調整本部感染症チーム・鹿児島県医師会COVID-19相談窓口作成)



県医師会ホームページ

(会員向け情報は一般の方は確認できません。)



県薬剤師会

(ラゲブリオカプセル調剤応需薬局リスト)



■ 相談先を事前に決めておきましょう。

治療に関する相談先	連携医療機関 (〇〇〇〇病院) (電話：) ※治療薬が準備できる体制を構築しておきましょう。(どこに相談し、どのように受け取るか等)
状態が悪化した場合の連絡先	往診可能な医療機関 (〇〇〇〇病院) (電話：)
感染対策の相談先	関連医療機関 (〇〇〇〇病院) (電話：) 近隣の感染管理認定看護師 (〇〇〇看護師) (電話：)
死亡した場合の相談先 (※次頁参照)	〇〇〇〇 (電話：) 〇〇〇〇 (電話：)
人材不足に関する相談先	同一法人 (電話：) 関係団体 (電話：) 県庁介護保険室 (電話： 099-286-2687)
衛生資材不足に関する相談先	〇〇〇〇 (電話：) 〇〇〇〇 (電話：)
ワクチン接種に関する相談先	市町村担当 (電話：) 〇〇〇〇〇 (電話：)
感染症発生時にかかる報告の 管轄保健所・市町村	管轄の〇〇〇保健所 (電話：) 市町村の主管部署 (電話：)

※ 保健所に報告する時は④(21頁)で作成した陽性者リストや、利用者や職員の健康状況の調査、職員の勤務状況調査、施設見取図等を提供してください。

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いのある方の処置, 搬送, 葬儀, 火葬等に関するガイドライン」の改正について
(令和5年4月26日第4版 出典: 厚生労働省・経済産業省)

新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけが5類感染症に変更に伴いガイドラインが改正されました。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体については、引き続き接触感染、搬送時等の体液等の漏出に伴う感染に注意する必要があります。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行う等）を講ずることは継続し、個人や事業者の判断で、体液には触れず、ご遺体接触後は手指消毒を行うなどの接触予防策の実施もご検討ください。

<本ガイドラインのポイント>

- 遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行う等）を講ずることにより、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、納体袋に収容する必要はなくなります。
 - ※ ただし、遺体の状況により納体袋の使用をお願いいたします。損傷が激しい遺体、解剖後の遺体等、体液漏出のリスクが非常に高いと想定される場合は、納体袋をご使用ください。
- 感染予防策を実施する期間を満了した後に亡くなられた場合の遺体は、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、納体袋に収容する必要はありません。
- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の通夜、葬儀については、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、通夜、葬儀を執り行うようお願いします。
 - ※ 「適切に感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること等を指します。
- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬について、遺族等の方の意向を踏まえ、適切に感染対策を講じて、火葬を執り行うようお願いします。
 - ※ 「適切に感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること等を指します。
- 適切な感染対策が実施されている場合は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた遺体とそれ以外の遺体で火葬時間帯を分ける必要はなく、遺族等の動線分離も必要ありません。
 - ※ 「適切な感染対策」は、本ガイドラインに記載している、遺体に適切な感染対策（清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等により体液等の漏出予防を行うこと等）を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること等を指します。
- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の拾骨について、遺族等の方の意向を踏まえ、拾骨を執り行うようお願いします。

主な改正点

- ・濃厚接触者の遺族の対応削除。遺体への適切な感染対策を継続し基本的な感染対策については個人や事業所の判断に委ねることを基本とする。
- ・一般的な感染対策をして火葬を実施する場合コロナで亡くなられた方とそれ以外の遺族と動線を分けることは不要。収骨も可能。

